平成２４年（フ）第２９１号
神戸市兵庫区駅前通２丁目１番40―1005号
債務者　小田　鐵美
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０６号
神戸市兵庫区神田町20番27号　メゾン・ド・Ｌｅｅ201号、従前の住所神戸市兵庫区塚本通５丁目１番21―1404号
債務者　安黒　明美
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５２号
神戸市北区泉台６丁目７番地７―108号
債務者　日種ランチ（旧姓グェン）
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７０号
神戸市中央区東川崎町６丁目６番11号、従前の住所神戸市東灘区北青木１丁目２番５―504号
債務者　大内　夕子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕1411番地
債務者　■谷ケイ子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第１７７号
広島市佐伯区観音台４丁目18番１号
債務者　西川　幸枝
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２号
福岡県久留米市合川町152番地４　エンゼルハイム久留米東307号
債務者　加藤　雅春
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２９号
福岡県筑後市大字前津1371番地５
債務者　宮原　　忍
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第９９号
大分市末広町２丁目６番17号　朝日プラザ末広Ｉ604
債務者　熊田　由依
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３号
宮城県石巻市須江字関ノ入13番地２　仮設旭化成団地16―４号、前住所宮城県石巻市湊町１丁目４番１号みなとビル14号
債務者　小山　和也
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
石川県白山市鹿島町い206番地１
債務者　尾崎智恵美
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１１３号
金沢市米泉町６丁目44番地　作田マンションⅡ204号室、従前の住所金沢市西金沢１丁目３番地
債務者　髙橋　信一
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６５号
山梨県甲府市東下条町463―12―67、住民票上の住所東京都豊島区南大塚３丁目30番６号フォンティーナ・Ｋ―203号
債務者　大里小百合
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
山梨県甲府市上阿原町1141番地コーポ立川106号
債務者　筒井美枝子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
山梨県中央市中楯1423番地14　パレス玉穂204、前住所山梨県韮崎市中田町中條1051番地　レオパレスセゾン204号
債務者　武藤ゆきえ
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５６号
長野市みこと川100番地　みこと川団地Ｂ―33
債務者　大内　康子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係